

# 令和3年度 学校いじめ防止基本方針

習志野市立秋津小学校

## 1 基本理念等について

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は「学校の内外を問わない。」という「いじめ防止対策推進法」における定義に示されているものとする。

いじめは、全ての児童に関わる問題です。全ての児童が安全に安心して通い、生活できる学校にすることは、学校の最大の使命である。本校の教職員一同は、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題への対応にあたり、正確・丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことに最大限の努力を惜しまない。それが児童一人一人を大事にし、個々の人権を守ることにつながるからである。

本校では、いじめ問題の解消が校内の最優先事項であることを、全職員・全児童・保護者・地域とで共通理解し、いじめ問題の解決に向けて全員で努力していくことを確認しながら、この問題に取り組んでいく。

## 2 学校いじめ対策組織について

本校では、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を、以下のように設置する。

### (1) 名称

- ①生徒指導部会(毎月開催)
- ②拡大生徒指導部会(職員会議時に開催)
- ③いじめ問題解決プロジェクト(随時:いじめが関係しているトラブルが発生したときに、即日編成する)
- ④いじめ対策会議 (年3回:パートナー会議日に開催)

### (2) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ②いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関わる情報の収集と記録・共有を行う。
- ④いじめの疑いに関わる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- ⑤学校が重大事態に対する対応、調査を行う場合に、これらの組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、適切な専門家を加える等の方法によって対応する。

### (3) 組織の構成について

組織は、次のような場合に分けてそれぞれ機能させす。

- ①日常的な業務

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭

- ②学校いじめ防止基本方針の策定・内容の見直し・学期ごとにいじめ防止への取組、実態の共有と対策についての話し合い

開催日：学期に1回(6月・11月・2月のパートナー会議)

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・保護者の代表(PTA 会長・副会長)・地域の代表(民生委員・主任児童委員)

- ③いじめの疑いに関する情報があった時の緊急会議・その後の対応

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・関係学年主任・当該いじめ事案に関係する職員・保護者代表(PTA 会長・副会長・該当学級代表)・地域代表(民生委員・主任児童委員・保護司・学校施設開放委員長)・スクールカウンセラー・警察・学校医

- (4) スクールカウンセラー等の配置について

スクールカウンセラーが平成28年度より配置されたので、日常的な相談活動を充実させ、いじめの未然防止や早期発見に役立てる。スクールカウンセラーの配置は2週間に1日なので、福祉に関する専門的な知識をお持ちの方(地域の民生委員・児童委員の代表者)にも相談をおこなう。

### 3 いじめの未然防止について

本校では、いじめを未然に防止するために、次のように取り組む。

- 児童や保護者の方に、いじめの悲惨さを理解してもらい、いじめ防止への協力を促すための活動を、年間を通して展開します。(例：いじめ撲滅ポスターの募集・いじめ撲滅の作文募集・いじめ防止の学習の奨励・全校朝会の校長の訓話に「いじめ撲滅」を取り入れる・いじめ防止討論会の実施等)
- 人の良い所をお互いに認め伸ばす活動(励ましカード・授業の評価・良いところ探し活動・あいさつ運動)を奨励する。
- 教職員のセクハラ・パワハラ研修・モラルアップ研修を実施する。
- 学校全体で暴力・暴言(言葉の暴力)を排除する。
- 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を奨励する。特に、自己存在感・自己決定の場を授業の中で保障し、自分に自信を持たせるようにする。
- 道徳授業を全クラスで年に一度公開します。
- 児童会が主体となり、「いのちを大切に作るキャンペーン」等をはじめ、児童の手で「いじめ防止」の活動を展開できるように支援する。
- インターネット・携帯メール・ラインによるいじめの防止を中心とした「情報モラル教育」を推進し、講師を招聘しての児童向け学習会を実施する。
- 体験活動を重視した福祉教育、人権教育の充実を図る。
- 児童の自発的な楽しく夢のある活動を創造する。なかよし活動・教科学習・総合的な学習の時間・特別活動等、これこそが最大のいじめ防止であることを教職員全員が共通認識を持つことができるようにする。
- 地域・保護者への啓発活動、まわりの大人が同じようにいじめを許さないという共通の価値観で児童に接することのできる環境を作る。  
・学校ミニ集会 ・学級懇談会 ・パートナー会議 ・学校だより ・学校ホームページ

#### ○月別のいじめ防止の取組 ※なかよしタイム

- 4月:「人の気持ちのよいあいさつをしよう」(児童会) 児童会「あいさつ運動」(児童会)
- 5月:1年生を迎える会 なかよし給食 なかよしグループ活動 運動会への取り組み
- 6月:生活科・総合的な学習の時間における地域や保育所等との交流活動開始  
授業参観・懇談会
- 7月:なかよしグループ活動(ロング昼休み)
- 9月:各行事
- 10月:児童会「あいさつ運動」(児童会) 秋津まつり
- 11月:マラソン大会 授業参観・懇談会
- 12月:児童対象に「情報モラル」についての学習会
- 1月:なかよしグループ活動 児童会「あいさつ運動」(児童会)
- 2月:ミニ集会 授業参観・懇談会
- 3月:6年生を送る会 なかよし給食

## 4 いじめの早期発見について

いじめの早期発見を常に心がけ、次のことに取り組んでいく。

○いじめはどの学校でも、どの子にも、いつでも起こり得るという考えから、状況把握のため定期的にアンケート調査や教育相談週間を学期に1回設け、児童個々から「いじめた」・「いじめられた(ている)」のどちらについても直接聞き取り調査を実施します。その方法については、被害児童が安心して記入したり話せるように、保護者を介して提出したりするなど十分に配慮する。

#### <アンケート>

- ・いじめアンケート 年3回(6月・11月・2月)
- ・学校生活アンケートをもとにした聞き取り調査 年3回(5月・9月・1月)
- ・体罰、セクハラを中心としたアンケート 年1回(2月)

#### <教育相談週間>

- ・1学期 5月2・3週
- ・2学期 9月2・3週
- ・3学期 1月3・4週

○いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に知らせ、速やかに学校に相談できる態勢を整える。

○いじめ防止に関して、保護者との連絡方法に、家庭訪問・保護者面談・毎日の連絡帳・電話相談を機能させる。

○学校内でいじめが起きやすい場面を提示し、そういう場面を注意深く見守ることを伝え、また、そういう場面での行動のし方を指導するよう家庭にも促す。

#### <例>

- ・休み時間の始まる時(仲間に入れる・入れない)や、終わる時(ボールの片づけを特定の子にさせる)
- ・朝の登校後の教室(挨拶を交わす子・交わさない子)
- ・給食時配膳時(誰に多く盛る・少なく盛る、給食当番の仕事を取った・取られた)
- ・音楽室や体育館への教室からの移動時(背の順を守った・守らない・歩きながら誰かを追い抜いた・邪魔をした)

## 5 いじめの相談・通報について

本校の、いじめの相談・通報に関する体制は次のとおりとする。

- 学校内のいじめの相談者として、養護教諭を「いじめ相談員」とし、児童からも保護者からも認識されるよう告知する。
- 学校以外はいじめの相談・通報窓口として、民生委員・主任児童委員にお願いをしている。
- いじめについて相談することや通報することの大切さについて、児童への指導を徹底する。特に、いじめられていることを「みじめ」だなどと決して考えないようにさせる。いじめられていることを話すのは、これからの世の中では「義務」であると認識させる。
- 相談・通報は適切な行為であり、これも「義務」であると認識させる。「チクリ」などという言葉はどの学級でも使わないことを徹底させる。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

本校では、「これはいじめである」と認知した場合、次のように対応する。

○報告連絡は次のように行う。

### ①校内の速やかな連絡

発見者→担任→学年主任→教頭(→生徒指導主任→全職員)→校長

### ②教育委員会への速やかな連絡

校長→習志野市教育委員会指導課(→葛南教育事務所)→教育長

※一報後、改めて文書により報告する。

### ③必要に応じて警察等関係機関に躊躇せずに通報し、連携する。

### ④「いじめ対策会議」を招集する。

### ⑤具体的な調査方法を定める

○いじめ被害者の心情を理解した具体的な対応に配慮する。

- ・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- ・今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す

○いじめ加害者や周辺の児童への聞き取り調査に関する具体的な方法は次のとおりです。

- ・聞き取り調査を実施する場合、必ず加害者・被害者それぞれ複数の職員で行い、役割分担をはっきりとさせる。〈それぞれの調査内容を克明に記録し保存する。〉
- ・聞き取り調査は、本人の意思を尊重し、授業中等には行わない。また、給食時間中や休憩時間も本人のゆっくり食べたい、遊びたいという権利の剥奪になるため行わない。
- ・暴言や威圧等の不適切な聴取方法にならないよう、複数の職員で行いながらも、さらに十分配慮する。

○それぞれの保護者対策(担当者を決め分担する。)

○いじめの調査結果について、個人情報の漏えいにならない範囲とする。

- ・被害児童、保護者へ情報提供する。
- ・加害児童、保護者へいじめの事実を通知する。

## 7 指導について

本校では、いじめの被害児童のケアや加害児童への指導を次のように行う。

○いじめ被害児童のケアには、スクールカウンセラーの招聘等、万全の態勢を整える。また、安心して学校に通学するための送迎、保護者にケア方法を伝え、それでよいか確認を取りながら進める。

○いじめ加害児童に対しては、2-(1)-③の組織「いじめ問題解決プロジェクト」の中で、指導事項を確認し、加害児童の保護者への助言内容も確認し、役割を決めて連絡を行う。

・被害者が非常に恐れている場合も多い。加害児童と保護者への具体的な指導事項をプロジェクトの中で確認し、実施する。

○いじめの再発防止や教育上必要がある時は、次のような特別の措置を講じる。

・いじめをやめさせその再発を防止するため、複数の教職員により心理・福祉等の専門家の協力を得つつ、いじめを受けた児童、保護者に対する助言を継続的に行う。

・必要があると認める場合に限り、いじめの加害児童を、いじめの被害児童のいる教室以外の場所で学習させる等、いじめ被害児童やその他の児童が安心して教育を受けられるために必要な措置を講ずる。

・いじめ加害者の保護者に対して、児童の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

○いじめの加害、被害という2者関係だけでなく、「観衆」として囃し立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導も、遺漏のないように的確に行う。

## 8 重大事態への対処について

次のような重大事態を防止し、また、重大事態であると判断される場合は、事実関係を明らかにする調査を行う。

①いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時。

②いじめにより児童が欠席を余儀なくされている時。

○重大事態が発生した場合、次のように対応します。

①校内の速やかな連絡

発見者→担任→学年主任→教頭(→生徒指導主任→全職員)→校長

②教育委員会への速やかな連絡

校長→習志野市教育委員会指導課(→葛南教育事務所)→教育長

※一報後、改めて文書により報告する。

③必要に応じて警察等関係機関に躊躇わず通報し、連携する。

④「いじめ問題解決プロジェクト」を直ちに招集する。または、いじめ対策会議の招集

⑤具体的な調査方法を定める

## 9 公表、点検、評価等について

本校では、いじめに関する公表・点検・評価を次のように実施する。

○「秋津小いじめ防止基本方針」をホームページで公表する。

○いじめ問題への取組みを、学校運営協議会・パートナー会議で評価していただく。

### (1) 公表

毎学期に行われる「いじめアンケート」による集計結果は、学校だより・ホームページ等で保護者に公開し、いじめ対策における保護者の協力を求める。

### (2) 経過観察

「いじめアンケート」による集計結果から、

①いじめを訴えた児童数

②いじめの認知件数

③いじめの解消状況

をまとめ、それぞれにおけるその後の経過観察を続ける。

「いじめアンケート」児童回答用紙の保管

①いじめを訴えた児童のアンケート (5年保存)

②その他の児童のアンケート (1年保存)

\*①②については、各児童について支援経過ファイルを作成し、文書化を図る。

### (3) 評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価(アンケート)でいじめ問題に関して自校の取組みの課題をまとめ、常に改善を図っていく。